

## 鳥取県職員措置請求書の表記における監査委員の判断

請求人から提出された鳥取県職員措置請求書には事実と相違する部分があると認められたため、下記のとおり判断した。

## 【添付書類】

平成21年度県議会政務調査費内訳 福間裕隆議員 不適切支出			
	請求人の否認理由	監査委員の判断	理 由
3	領収書無・調査研究 内容不明	事実誤認	領収書、報告書共にあり、内容も問題ない。
28	同上	同上	同上

平成21年度県議会政務調査費内訳 米井悟議員 不適切支出			
	請求人の否認理由	監査委員の判断	理 由
1	領収書無・調査研究 内容不明	事実誤認	領収書、報告書共にあり、内容も問題ない。

平成21年度県議会政務調査費内訳 上村忠史議員 不適切支出			
	請求人の否認理由	監査委員の判断	理 由
1	不明	事実誤認	領収書、報告書共にあり、内容も問題ない。
2	不明	同上	同上
3	旅費以外が混入	同上	同上
4	旅費以外が混入	同上	同上
5	不明	同上	同上
6	不明	同上	同上

平成21年度県議会政務調査費内訳 小谷茂議員 不適切支出			
	請求人の否認理由	監査委員の判断	理 由
2	個人資産のため摘要 不可	事実誤認	該当する支出がない。

平成21年度県議会政務調査費内訳 内田博長議員 不適切支出			
	請求人の否認理由	監査委員の判断	備 考
3	空欄	空欄のため判断でき ず	領収書、報告書共にあり、内容も問題ない。